

宿泊約款

本約款の適用

第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、日本の法令又は慣習によるものとします。

- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、日本の法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊引き受けの拒絶

第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、日本の法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが認めるとき。
- 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると当ホテルが認めるとき。
- 宿泊に関し特別な負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとするものが泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められた時、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。

氏名等の告知

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み（以下『宿泊予約の申し込み』という）を引き受けた場合には、期限を定めてその宿泊予約の申し込み者に対して次の事項の告知を求めることがあります。

- 宿泊者の氏名、住所、性別、国籍、及び職業。
- その他当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申し込みを引き受けた場合には、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- ただし、当該宿泊期間が3日を越えるときは、予約金は3日分の宿泊料金をとします。
- 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表（違約金申し受け規定）により違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日については、この限りではありません。

- 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後時（あらかじめ予定到着時刻の表示されている場合には、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申し込み者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他の宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - 第3条第1号の事項の告知を求めた場合において、期限までにそれらの事項が告知されないとき。
 - 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテル1階のフロントデスクにおいて次の事項を当ホテルに登録していただきます。

- 第3条第1号の事項

- 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- 出発予定の日及び時刻。
- その他当ホテルが必要と認めた事項。

チェックアウト・タイム

第8条 当ホテルは、チェックアウト・タイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- 午後3時まで室料金の30%
- 午後5時まで室料金の50%
- 午後6時まで室料金の80%
- 午後6時以降室料金の100%

料金の支払い

第9条 料金のお支払いは、日本の通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン若しくは、クレジットカードにより、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルの1階にあるフロントデスクにおいて行っていただきます。

- 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金全額を申し受けます。

利用規則の遵守

第10条 宿泊者は、当ホテルの定めた当ホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第11条 当ホテルが一旦お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊者による宿泊継続をお断りすることがあります。

- 第2条第3号から7号までに該当する事態となったとき。
- 宿泊者が前条の利用規則に従わないとき。

当ホテルの責任

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテル1階のフロントデスクにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

- 当ホテルの責任に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときはその宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、当ホテルが客室の提供を継続できなくなった日及びその後の宿泊料金はいただきません。
- 当ホテルは、戦争、天災、ストライキ、ロックアウト又は当ホテルが支配することのできない他の原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。

お部屋の鍵の紛失

第13条 お部屋の鍵を紛失された場合は、5,000円を申し受けます。

管轄及び準拠法

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

違約金申し受け規定

- 一般客
 - 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
 - 宿泊予約が宿泊予定日の当日に連絡がなく、不泊の場合、宿泊者1人につきその宿泊料金の100%
- 団体客
 - 宿泊予約が宿泊予定日の9日前の日から宿泊予定日の2日前の日までに解除された場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金10%
 - 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金20%
 - 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
 - 宿泊予約が宿泊予定日の当日に連絡がなく、不泊の場合、宿泊者1人につきその宿泊料金の100%